

阿久根市耐震改修促進計画（案）

令和8年 月改定

阿 久 根 市

《目 次》

第1章 計画の基本的事項	1
1－1 耐震改修促進計画作成の目的	1
1－2 本計画の位置づけ	2
1－3 計画の対象区域、期間、対象建築物	2
1－4 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定	3
第2章 上位関連計画	5
第3章 阿久根市における地震の規模・被害の予測	9
3－1 阿久根市の概況	9
3－2 地震履歴	11
3－3 大規模地震が発生した場合に想定される被害	13
第4章 阿久根市における耐震化の現状と目標	17
4－1 阿久根市内の建築物の耐震化の現状	17
4－2 耐震化の目標設定	23
第5章 耐震改修促進のための具体的施策の展開	25
5－1 建築物の耐震診断・耐震化を促進するための施策	25
5－2 耐震化に関する啓発や知識の普及等	32
5－3 計画遂行のための体制	33

第1章 計画の基本的事項

1－1 耐震改修促進計画作成の目的

1. 背景と目的

阿久根市では、平成22年10月に「阿久根市耐震改修促進計画」を策定、平成28年4月に同計画を改定し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

これまでの地震災害を振り返ると、平成7年1月17日の未明に阪神地域を襲った阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い人命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、その約9割にあたる4,831人が住宅をはじめとする建築物等の倒壊を要因とするものでした。

その後の調査の結果、被害の大きかった建築物等の多くは、昭和56年6月の建築基準法改正前に着工され、新耐震基準に適合していないものであったことが明らかとなりました。

そのため、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進することを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

また、平成16年に新潟県中越地震、平成17年には福岡県西方沖地震が発生しており、東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性もあり、平成18年1月26日に改正法が施行され、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」の策定が義務付けられました。

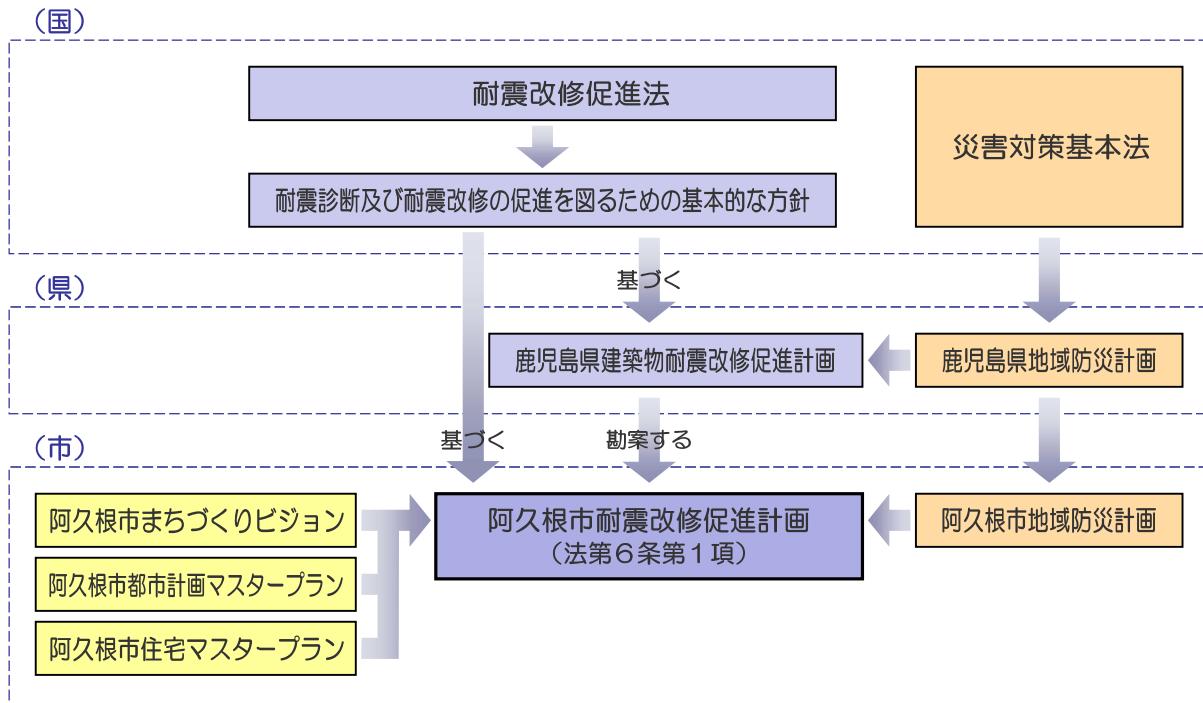
さらに近年では、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生しており、特に東日本大震災では、予測されていなかった複数のプレートによる連動地震が発生し、多くの死者、住家被害等をもたらしました。このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

阿久根市耐震改修促進計画は、以上の背景・経緯を踏まえ、市民の生命や財産を守ることを目的に、市内における建築物の耐震化の現状を把握するとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定しています。



1－2 本計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に定める市町村耐震改修促進計画に位置づけられるものであり、国の基本方針、鹿児島県建築物耐震改修促進計画、並びに阿久根市地域防災計画や阿久根市まちづくりビジョン等の上位関連計画を踏まえて策定するものです。



1－3 計画の対象区域、期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画において調査、並びに耐震診断・耐震改修の対象とする区域は、阿久根市全域とします。

2. 計画期間

計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、定期的に進捗を把握し、目標及び計画について必要に応じて見直しを行うこととします。(前計画における計画期間：令和3年度から令和7年度)

3. 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、住宅、地震時の倒壊により甚大な被害をもたらす恐れのある特定既存耐震不適格建築物※、並びに防災拠点施設や市営住宅等の市有建築物とします。

- ※耐震改修促進法で用途・規模等が定められた特定既存耐震不適格建築物
- 多數の者が利用する建築物（法第14条第一号に定められた特定既存耐震不適格建築物）
 - 危険物の貯蔵場、処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号特定既存耐震不適格建築物）
 - 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物で、建築物の倒壊により通行を妨げ、避難を困難とするおそれがある建築物（法第14条第三号特定既存耐震不適格建築物）

1－4 地震発生時に通行を確保すべき道路の設定

1. 県が指定する緊急輸送道路

「鹿児島県地域防災計画」では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには必要な道路として、第一次・第二次・第三次緊急輸送道路を指定しており、「鹿児島県建築物耐震改修促進計画」においても、同路線を大規模地震の発生後、救援・復興活動の骨格となる道路として指定しています。

第一次緊急輸送道路

高規格幹線道路、一般国道等（原則、国県道）で構成する緊急輸送の骨格をなす広域的なネットワークで県庁所在地、地方生活圏中心都市の役場及び重要港湾、空港等を接続する道路。

第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点等を連絡する道路（原則、国県道）

第三次緊急輸送道路

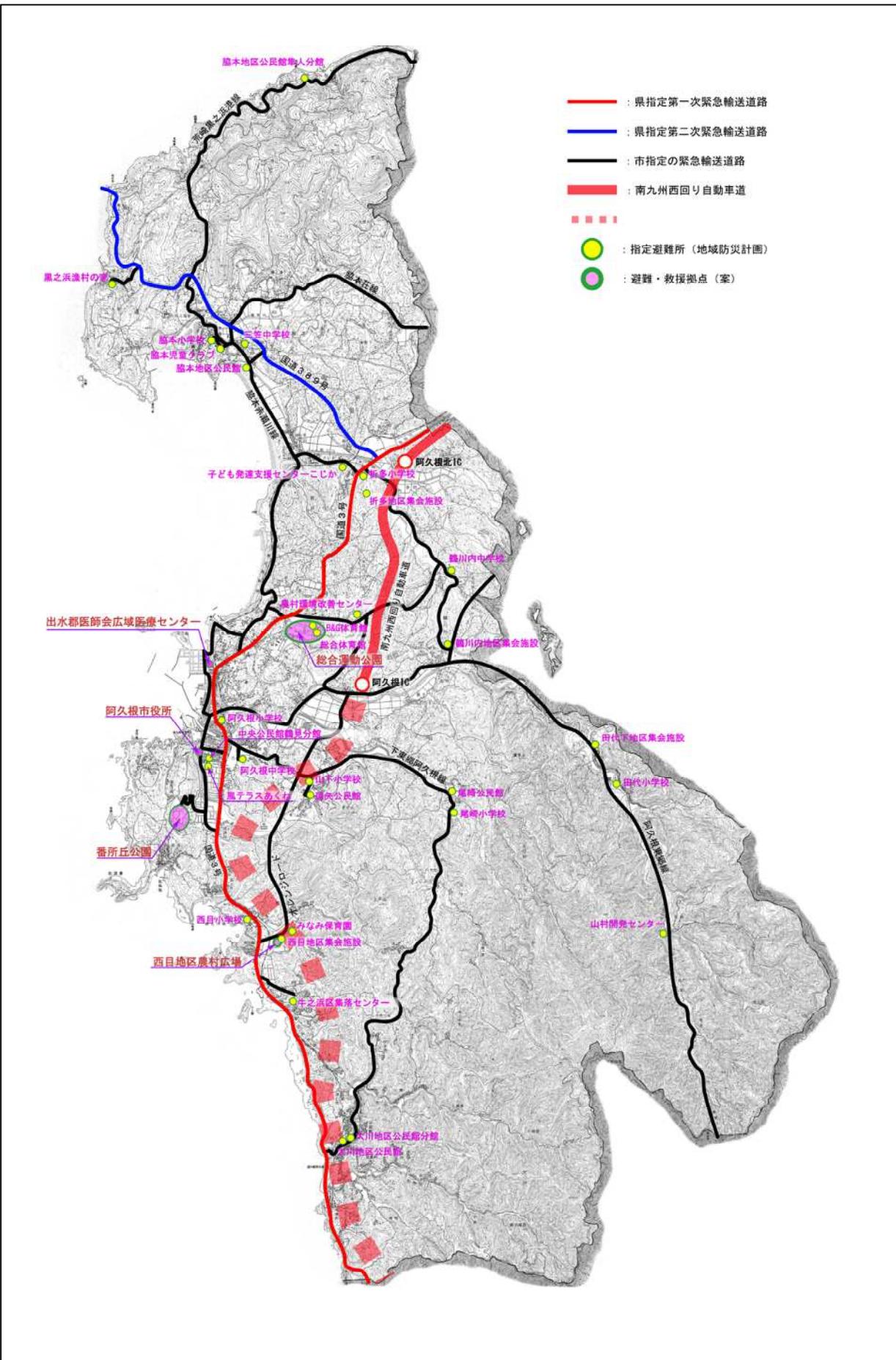
第一次及び第二次緊急輸送道路と市町村役場等の地域防災計画に位置づけのある緊急輸送に係る拠点の連絡を補完する道路。

2. 市が指定する緊急輸送道路

県指定の第一次・第二次・第三次緊急輸送道路は、災害時における骨格的な輸送道路ネットワークであることから、市町村レベルでの避難路としての機能までは満たしていません。

したがって、地域防災計画の指定避難所を基本とする市内の避難・救援拠点や防災活動拠点と、県が指定する緊急輸送道路を結ぶ阿久根市独自の緊急輸送道路を指定し、地震発生時の通行の確保に努めます。

I ■ 地震発生時に通行を確保すべき道路



第2章 上位関連計画

1. 国の基本方針

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）を、次のように掲げています。

※一部抜粋

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組み、国及び地方公共団体は、所有者等の耐震診断及び耐震改修の環境整備や負担軽減に必要な施策を講じる。
- 公共建築物については、災害時の避難場所や災害対策・活動拠点として、機能確保の観点から耐震性確保が求められるとの認識のもと、耐震化の促進に取り組む。
- 住宅・建築物の所有者等の耐震診断及び耐震改修に対し、その促進に向け、助成制度等の整備や耐震改修促進税制、融資制度の普及など所有者等の費用負担の軽減等に努める。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について、現状ではそれぞれ約90%、約93%と推計されており、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年度までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本。
- 所有者等は技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべき。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 適宜、都道府県耐震改修促進計画を改定。
- 耐震改修等の目標を策定。特に庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべき。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定める。
- 詳細な地震防災マップ等の作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、講習会の開催、情報提供等、啓発及び普及、町内会等との連携策等について定める。
- すべての市町村において耐震改修促進計画の策定と適宜、見直しを行うことが望ましい。

2. 鹿児島県建築物耐震改修促進計画（令和8年）

鹿児島県では、国の基本方針に基づき、以下のとおり目標を設定し、耐震改修に取り組むこととしています。

住宅	令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として、耐震化の促進に取り組む。
多数の者が利用する建築物	令和17年までに耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物をおおむね解消することを目標として、耐震化の促進に取り組む。

3. 阿久根市地域防災計画

阿久根市地域防災計画では、防災上重要な建築物の整備方針等を、次のように掲げています。

《耐震化の推進》

- 既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。
- 防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては耐震改修の推進に努める。

《緊急輸送道路ネットワークの形成》

- 防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅をはじめとする耐震対策を推進する。

《指定避難所》

地区名	避難場所の名称	収容可能人数
阿久根地区	総合体育館	2,000
	B & G 体育館	100
	農村環境改善センター	300
	阿久根小学校	1,000
	阿久根中学校	900
	風テラスあくね（市民交流センター）	396
大川地区	中央公民館鶴見分館	300
	大川地区公民館	500
	大川地区公民館分館	100
牛之浜地区	牛之浜区集落センター	200
西目地区	西目小学校	500
	みなみ保育園	200
	西目地区集会施設	300

山下地区	山下小学校	500
	遠矢公民館	42
尾崎地区	尾崎小学校	300
	尾崎公民館	32
鶴川内地区	鶴川内中学校	400
	鶴川内地区集会施設	100
田代地区	山村開発センター	100
	田代小学校	200
	田代下地区集会施設	50
折多地区	折多小学校	500
	折多地区集会施設	96
	子ども発達支援センターこじか	56
脇本地区	脇本小学校	400
	三笠中学校	1,000
	脇本児童クラブ	100
	脇本地区公民館	250
	脇本地区公民館隼人分館	200
	黒之浜漁村の家	100

4. 阿久根市都市計画マスターplan（令和3年）

阿久根市都市計画マスターplanは令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としており、第3章の中で以下のように防災の方針が示されています。

《基本方針》

○大規模災害に備えた国土強靭化の推進が求められる中で、台風・洪水・高潮・地震・津波など、様々な災害危険性をはらむ自然との共生が必要な本市においては、「阿久根市地域防災計画」に基づき、市民が安心・安全に暮らすことができるよう各種防災まちづくりを進めます。

○防災まちづくりを進めるに当たっては、避難路や避難場所の確保、危険箇所の対策などのハード面と、地域防災活動などのソフト面の両面から災害に強いまちづくりを推進します。

《災害に強い市街地の形成》

○大規模地震時における市街地の住宅・建築物の倒壊を防止するため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進に努めます。

○街路事業や公園事業と連携して、避難路や避難地等の整備・充実や、市内の公園における防火水槽の設置を推進します。

第3章 阿久根市における地震の規模・被害の予測

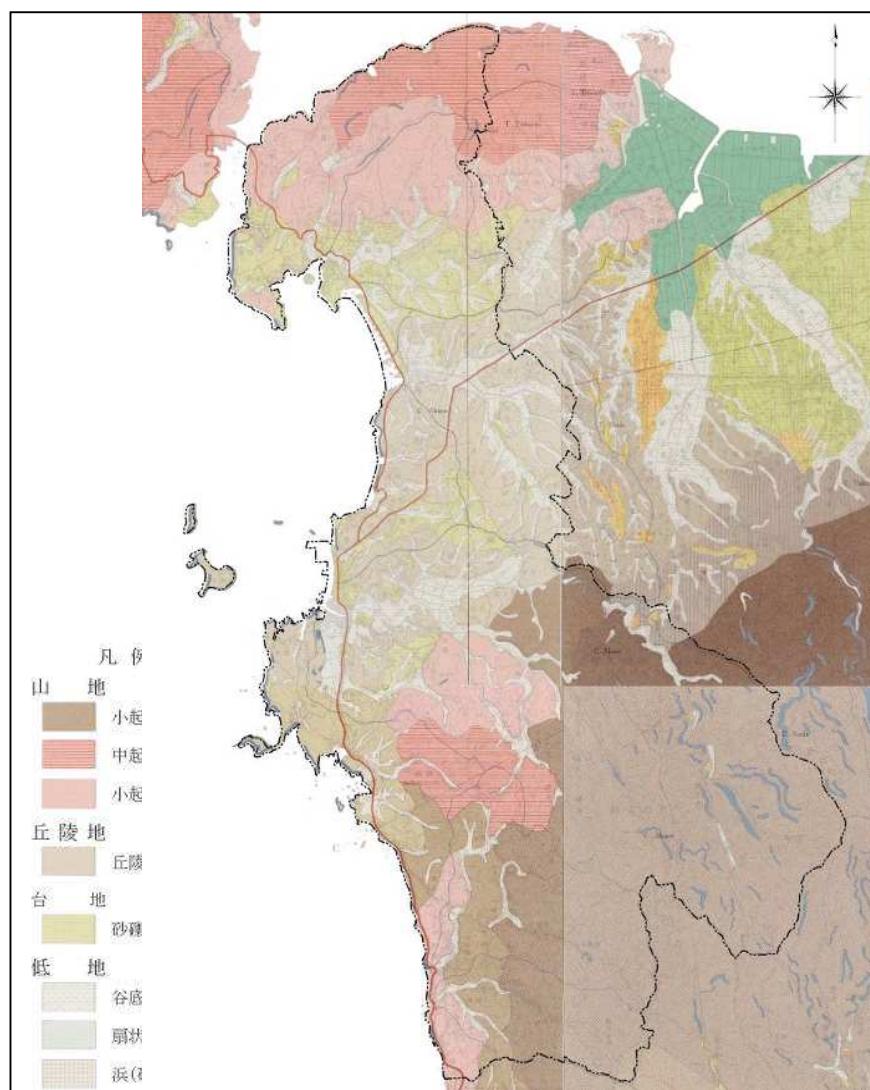
3-1 阿久根市の概況

(1) 地形

阿久根市は鹿児島県の西北部に位置し、東シナ海（天草灘）と八代海に面するほか、東部を出水市、南部を薩摩川内市に接しています。

面積134.28km²の市域は東西に11.1km、南北に22.4kmの縦長の形状をしており、周囲を高峰紫尾山や横座山、熊野山、鷹首山、上床山に囲まれています。紫尾山系は海に迫っており、南東部には400～600mの山地が横たわり、中部には丘陵地が広がっており、平坦地が少ない地形となっています。また、紫尾山系を源泉とし、市のほぼ中央を高松川と山下川、北部を新田川や折口川、南部を大川川などが流れしており、海岸部の平地や河川の侵食によって形成された侵食谷の僅かな平坦地において農業が営まれています。

一方、東シナ海（天草灘）と八代海に面する西部は南北に海岸線が伸びており、阿久根漁港など重要な漁港が整備されています。



(2) 人口・世帯数の推移

令和7年11月末現在の阿久根市の人団は17,831人、世帯数は9,574世帯（いずれも住民基本台帳）となっています。

人口と世帯数の推移について国勢調査の結果をみると、平成2年から令和2年までの30年間で人口は約31%減少しています。また、世帯数については平成12年までは漸増傾向にありましたが、それ以降は減少傾向に転じています。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	27,869	27,506	26,270	25,072	23,154	21,198	19,270
世帯数	10,122	10,261	10,285	10,177	9,830	9,196	8,617

資料：国勢調査



3－2 地震履歴

(1) 鹿児島県における過去の地震

鹿児島県での地震は薩摩半島など県西部に多く、最近では1997年3月26日に鹿児島県北西部の地震（M6.6）が発生しています。この地震では、旧川内市、阿久根市及び旧宮之城町で震度5強を記録し、県内で負傷者31名、住宅全壊4棟などの被害が生じています。

また、同年4月3日には、旧川内市で震度5強を記録した最大余震（M5.5）が発生し、県内で負傷者5名、住宅半壊6棟などの被害が生じました。さらに5月13日にはその南西5Km、深さ8kmのところでM6.4の地震が発生し、旧川内市で震度6弱、旧宮之城町で震度5強を記録、県内で負傷者43名、住宅全壊4棟、同半壊29棟などの被害が生じています。

さらに、2015年10月3日に鹿児島県薩摩地方で発生したM4.1の地震では、阿久根市で震度4を記録し、また同年11月14日に薩摩半島西方沖で発生したM7.0の地震では、阿久根市で震度3を記録しています。



(2) 今後、想定される地震の規模、被害の状況

鹿児島県地震等災害被害予測調査及び鹿児島県地域防災計画において、県内で想定される地震のうち、本市に大きな影響があると思われる地震の規模並びに被害の状況は以下のとおりです。

鹿児島県地震被害予測調査報告書 平成26年度
鹿児島県地域防災計画（震災対策編）令和6年度

表 想定される地震による人的被害と建築物被害の状況

想定される地震 (地震の規模)	気象庁 マグニチュード (Mj)	モーメント マグニチュード (Mw)	本市 最大 震度	人的被害		建物被害	
				死者	負傷者	全壊	半壊
①鹿児島湾直下	7.1	6.6	5弱	全県 270人	全県 2,100人	全県 12,100棟	全県 40,300棟
②県西部直下 市来断層帯 (市来区間)近辺	7.2	6.7	5強	全県 540人	全県 2,800人	全県 13,600棟	全県 28,000棟
③甑島列島東方沖 甑断層帯 (甑区間)近辺	7.5	6.9	5強	全県 490人	全県 300人	全県 1,300棟	全県 5,100棟
④県北西部直下 (出水断層帯近辺)	7.0	6.5	6強	全県 120人	全県 1,100人	全県 3,100棟	全県 9,700棟
⑤熊本県南部 日奈久断層帯 (八代海区間)近辺	7.3	6.8	6弱	全県 50人	全県 250人	全県 1,200棟	全県 3,900棟
⑥県北部直下 人吉盆地南縁断層近辺	7.1	6.6	5弱	全県 —	全県 —	全県 130棟	全県 390棟
⑦南海トラフ	—	地震：9.0 津波：9.1	5強	全県 2,000人	全県 1,300人	全県 14,900棟	全県 45,900棟
⑧種子島東方沖	—	8.2	5強	全県 190人	全県 1,600人	全県 14,100棟	全県 53,500棟
⑨トカラ列島太平洋沖	—	8.2	4	全県 210人	全県 360人	全県 560棟	全県 3,400棟
⑩奄美大島太平洋沖 (北部)	—	8.2	3	全県 500人	全県 890人	全県 3,800棟	全県 8,100棟
⑪奄美大島太平洋沖 (南部)	—	8.2	2	全県 580人	全県 350人	全県 1,100棟	全県 2,800棟

注 気象庁マグニチュード (Mj) とモーメントマグニチュード (Mw) について

断層による内陸の地震（番号①～⑥）は、断層の長さ（推定）から、気象庁マグニチュード (Mj) を算出している。その後、断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (Mw) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震（番号⑦～⑪）は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (Mw) を求めている。

資料：「鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書」「鹿児島県地域防災計画」より

3－3 大規模地震が発生した場合に想定される被害

1. 地震被害の想定

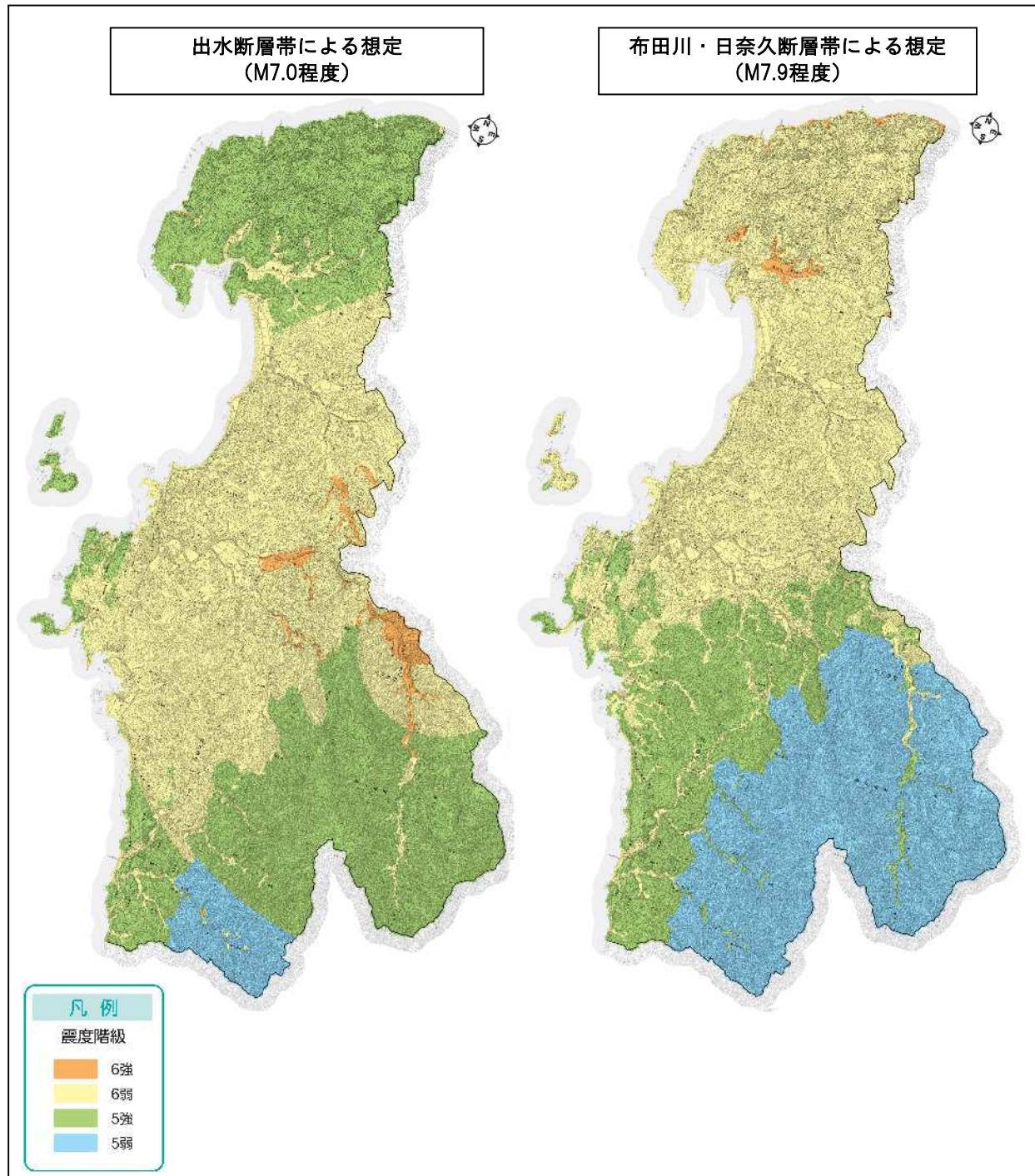
活断層型地震は地下で断層運動が起きて岩盤にズレが生じる地震であり、九州地方の活断層から、阿久根市への影響が想定される布田川・日奈久断層帯と出水断層帯について、その被害を想定します。



(1) 震度予測（揺れやすさマップ）

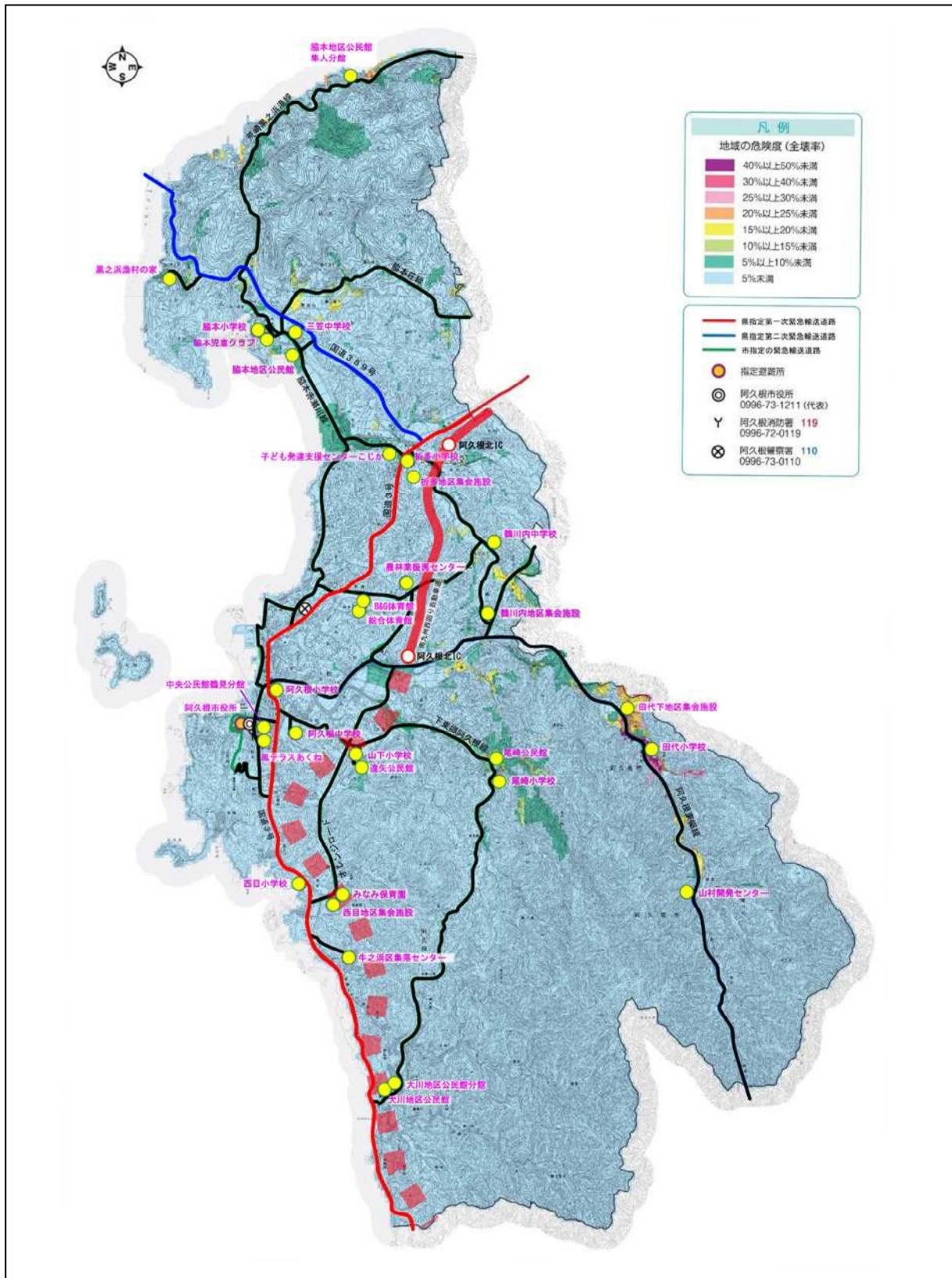
阿久根市に影響が予想される活断層帯には、出水断層帯（M7.0程度）と布田川・日奈久断層帯（M7.9程度）が考えられます。

これらの活断層帯による地震が発生した場合、震度分布は下図のとおり予測され、出水断層帯の場合は高松川沿いの田代地区、布田川・日奈久断層帯の場合は新田川が流れる瀬之浦地区で大きな揺れが予想されます。



(2) 地域別危険度予測（建物全壊率）

震度予測結果（揺れやすさ）と建物の構造・建築年等の関係から想定される地域危険度（建物全壊率）を推定します。



(3) 全壊・全半壊棟数の被害想定

阿久根市における建築物の全壊、半壊棟数の被害について、出水断層帯による地震、布田川・日奈久断層帯による地震を想定し、過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より概算で推計すると、それぞれ下表のとおりとなります。

想定地震		(単位：棟)	
		出水断層帯による地震	布田川・日奈久断層帯による地震
全壊棟数	木造建物	14 (0.1%)	11 (0.1%)
	非木造建物	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	計	14 (0.1%)	11 (0.1%)
半壊棟数	木造建物	85 (0.7%)	77 (0.7%)
	非木造建物	4 (0.0%)	4 (0.0%)
	計	89 (0.8%)	81 (0.7%)
全半壊棟数	木造建物	99 (0.9%)	88 (0.8%)
	非木造建物	4 (0.0%)	4 (0.0%)
	計	103 (0.9%)	92 (0.8%)

(4) 建物被害による人的被害の想定

建物倒壊による死者・重傷者・負傷者数を、過去に全国で発生した大規模地震による被害状況より推計すると、それぞれ下表のとおりとなります。

想定地震		出水断層帯による地震		布田川・日奈久断層帯による地震	
		昼間	夜間	昼間	夜間
負傷者数	木造建物	3,301	3,226	3,502	3,420
	非木造建物	14	14	15	14
	計	3,315	3,240	3,517	3,434
重傷者数	木造建物	32	32	32	32
	非木造建物	9	9	9	9
	計	41	41	41	41
死者数	木造建物	18	18	20	20
	非木造建物	2	2	2	2
	計	20	20	22	22

注1) 建物倒壊による負傷者数・重傷者数は、阪神・淡路大震災時における建物被害率と負傷者率との関係を用いた大阪府（平成9年）の手法により算出。

注2) 想定地震による死者数は、300人以上の死者が発生した最近の5地震（鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、阪神・淡路大震災）の被害事例から求められた、全壊棟数と死者数との関係を用いて算出。

第4章 阿久根市における耐震化の現状と目標

4－1 阿久根市内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力については、建築基準法及び建築基準法施行令で定められており、逐次改正されてきました。特に耐震性については、昭和56年6月に大きく改正されました（新耐震基準）。この基準により建築された建築物（新基準建築物）は、阪神・淡路大震災やその後の大地震においても概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正前に建築された建築物（旧基準建築物）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多くなっています。

1. 住宅の耐震化の現状

阿久根市内における住宅の耐震化の状況を推計するにあたり、まず、木造、非木造建築物の建築時期を整理すると下表に示すとおりになります。

(単位：戸)

分類	新耐震住宅 (耐震性あり)	旧耐震住宅		耐震性のある 住宅戸数	耐震性のある 住宅割合
		耐震性なし	耐震性あり※		
木造住宅	5,685	5,981	816	6,501	52.1%
非木造住宅	259	56	180	439	88.7%
計	5,944	6,037	996	6,940	53.5%

資料：固定資産税課税台帳（住宅の用途のみ抽出）

※旧耐震住宅のうち耐震性ありとした住宅は、国の推計値（国土交通省・住宅局調査）に基づき、昭和55年以前の建築物の耐震性率（新耐震基準）を、木造は12%、非木造は76%として算出

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

阿久根市では、大規模商業施設など多数の者が利用する民間の施設も立地していますが、法第14条第1号の規模の要件を満たす建築物がなく、対象となる特定既存耐震不適格建築物は全て公共の施設となります。

その結果、市有建築物における対象建築物は22棟で、その耐震化の現状をみると、全て新基準建築物と耐震診断済みの建築物であり、耐震化率100%となっています。

■法14条第1号対象建築物

区分	名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	建築年	備考
本庁舎	市役所本館	RC造	3	4,686.31	S53	耐震診断済
公営住宅	鶴見タウンA棟	RC造	3	2,618.32	H3・4	
	寺山団地(1号棟)	RC造	5	1,399.23	H13	
	寺山団地(2号棟・3号棟)	RC造	4	2,974.54	H15	
	寺山団地(4号棟)	RC造	4	1,254.11	H15	
	寺山団地(5号棟)	RC造	4	1,299.10	H26	
	寺山団地(6号棟)	RC造	4	1,159.82	H28	
学校施設	阿久根小学校 校舎	RC造	4	1,979.00	H6	
	脇本小学校 校舎	RC造	2	1,575.00	S59	
	折多小学校 校舎	RC造	2	1,296.00	S58	
	阿久根中学校 屋内運動場	RC造	2	1,202.00	S63	
	阿久根小学校 校舎	RC造	3	1,098.00	H1	
	阿久根小学校 校舎	RC造	3	1,048.00	S48	耐震診断済
	山下小学校 校舎	RC造	2	1,020.00	S61	
その他の施設	総合運動公園(体育館)	RC造	2	5,659.63	H6	
	風テラスあくね (市民交流センター)	鉄骨・RC造	3	3,229.14.	H30	
	保健センター及び中央公民館 鶴見分館	鉄骨・RC造	3	2,045.00	S57	
	総合運動公園(雨天練習場)	S造	1	1,997.79	H4	
	学校給食センター	S造	2	1,367.00	H14	
	脇本地区公民館	RC造	2	1,300.00	S57	
	阿久根市武道館	RC造	1	1,140.61	S53	耐震診断済
	総合運動公園(B&G体育館)	RC造	1	1102.18	S57	

■耐震改修促進法における規制対象建築物一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第14条）	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件（法第15条）	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件（附則第3条）
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校的前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。 階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。） 寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設 福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設 身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m ² 以上	階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は用にぎょうするもの			階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	5,000m ² 以上かつ敷地境界線から一定距離以内の存する建築物
耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物		耐震改修等促進計画で指定された避難路の沿道建築物であって、前面道路1/2を超える高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物は、阿久根市内にありません。

用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条の指導・助言対象建築物
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵、処理する全ての建築物

政令	危険物の種類	数量
第7条 第1号	火薬	10トン
	爆薬	5トン
	工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
	銃用雷管	500万個
	実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
	導爆線又は導火線	500キロメートル
	信号炎管若しくは信号	2トン
	その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類など）	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
第3号	危険物の規則に関する政令別表題4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン
第4号	危険物の規則に関する政令別表題4備考第8号に規定する可燃性固体類	20立方メートル
第5号	マッチ	300マッチトン ※1
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル
第8号	液化ガス	2,000トン
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物	20トン
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン

※1マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3項）の耐震化の現状

対象建築物は計82棟で、県指定の緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率が42%、市指定の緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率が51%であり、全体では49%の耐震化率となっています。

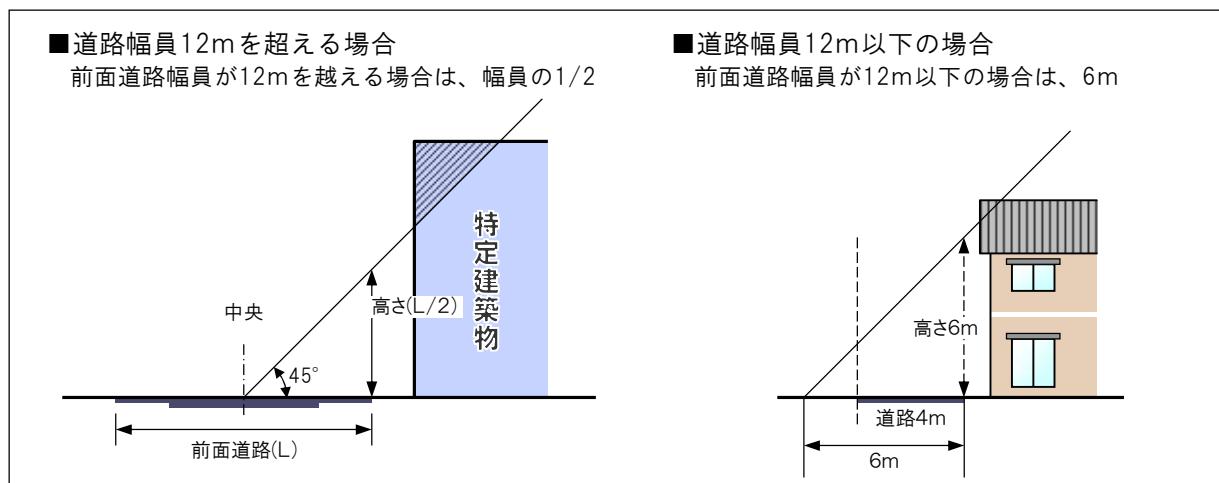
	対象建築物			(単位：棟)
		新基準建築物 (S57以降)	旧基準建築物 (S56以前)	
県指定緊急輸送道路沿道	19	8	11	42%
	第一次緊急輸送道路沿道	19	8	42%
	第二次緊急輸送道路沿道	0	0	-
市指定緊急輸送道路沿道	63	32	31	51%
合計	82	40	42	49%

※旧基準建築物は全て耐震性なしと仮定

※本市においては、第三次緊急輸送道路の指定無し

用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条の建築物に係る指導及び助言並びに指示等
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

通行障害建築物



3. 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物のうち、多数の者が利用するで一定規模以上のもの（法第14条第1号）の耐震化は以下のとおりです。

単位：棟

分類	建築物数	耐震性を有する建築物数	耐震化率
市役所本庁舎	1	1	100%
公営住宅	7	7	100%
学校施設	7	7	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	4	4	100%
その他の施設	2	2	100%
合計	21	21	100%

4－2 耐震化の目標設定

1. 住宅の目標

住宅については、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とし、旧基準の住宅の耐震改修促進に努めます。

阿久根市の課税台帳データに基づいて推計される令和7年の住宅戸数は12,977戸であり、同年における新基準に適合する住宅を6,940戸と算出しています。したがって、耐震性が不十分な住宅数は6,037戸となります。今後、耐震性のない住宅の滅失や建替え、さらに自主的な耐震化があるものと想定すると、目標の達成に向けた住宅戸数は6,000戸を下回ることが予想されます。

令和17年度までの目標達成のため、施策的に耐震化を促進する必要があります。

2. 特定既存耐震不適格建築物の目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物については、耐震化率は100%を達成しています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、現状において阿久根市にないことから、目標の設定は行いません。

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、国の基本方針、県建築物耐震改修促進計画等に基づき、県と連携し、当該建築物の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性について周知を図り、必要に応じて指導及び助言を行います。

3. 市有建築物の目標

(1) 防災拠点施設の耐震化

市役所や消防署などは災害対策の拠点となる防災上重要な施設であり、災害時の救助活動・避難拠点として不特定多数の市民の利用が想定されますが、市役所本館及び消防署庁舎は昭和56年以前に建築されていたため、耐震診断を行った結果、耐震性を有していることが分かっています。

(2) 公営住宅の耐震化

公営住宅のうち法14条第1号対象建築物である7棟は、全て昭和56年以降に建設されたもので、耐震性を有しており、耐震化率は100%となっています。

(3) 学校施設の耐震化

小中学校等の学校施設については、昭和56年以前に建てられた施設に対し、既に校舎・体育館(屋内運動場)を中心に耐震診断・耐震補強を実施したため、現在における耐震化は100%となっております。

(4) その他施設の耐震化

その他の市有施設については、多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物の耐震化は100%となっており、耐震性が不十分な対象建築物は解消は達成しています。

第5章 耐震改修促進のための具体的施策の展開

5－1 建築物の耐震診断・耐震化を促進するための施策

1. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修については、以下のような支援制度等があります。なお、これらの支援策や補助率等については、本計画策定時点におけるもので、社会環境の変化等によって変更される可能性があります。

(1) 耐震診断・耐震改修にかかる費用の補助

本市は、市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発に努め、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

本市は、平成25年度から木造住宅耐震事業補助制度の要綱を定めて補助制度を実施しておりますが、事業実施者が少なく耐震改修が進まない状況ですので、普及啓発にさらに努めてまいります。

■ 阿久根市木造住宅耐震事業補助金

概要	木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断又は耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
条件	<ul style="list-style-type: none">・耐震事業を行う木造住宅の所有者であること。・借家人がいる場合は、耐震事業についての同意を得ていること。・市税を滞納していないこと。・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された木造の専用住宅又は併用住宅であること。・地上 3 階建てまでであること。・現に居住の用に供していること。
診断補助金の額	交付対象経費の 3 分の 2 で、1 棟につき 9 万円限度
改修補助金の額	交付対象経費の 10 分の 8 で、1 棟につき 115 万円限度

出典：阿久根市木造住宅耐震事業補助金交付要綱

(2) 税制優遇措置の活用

旧耐震基準によって建築された住宅を耐震改修する場合、耐震改修促進法に基づき、建築物所有者の負担軽減に向け、国による所得税や固定資産税の減額が受けられます。

阿久根市では、この税制優遇措置の活用促進に向け、市の広報やホームページ、パンフレット等による周知活動を行います。

【所得税の特別控除】

対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された新耐震基準に適合していないもので、一定の区域内の居住の用に供する家屋
適用工事	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え
申請方法	地方公共団体発行の「住宅耐震改修証明書」等必要書類を添付し確定申告
工事費用	規定なし
優遇措置	住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%（上限25万円）をその年分の所得税額から控除
優遇期間	改修した1年分

【固定資産税の減額】

対象建築物	昭和57年1月1日以前から存じていた住宅
適用工事	新耐震基準に適合させるための耐震改修工事
申請方法	改修が完了した日から3か月以内に、その改修工事が「新耐震基準」に適合している旨の証明書を市町村に添付して申告
工事費用	50万円超
優遇措置	減額される税額 $= \text{家屋の価格} \times \text{税率} \times \frac{\text{減額対象面積} (\text{一戸当たり } 120\text{m}^2 \text{ を限度})}{\text{家屋の総床面積}} \times \frac{1}{2}$
優遇期間	1年度分（工事完了年の翌年度分） 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは減額期間が2年度分

(3) 融資制度の活用

住宅の耐震化に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行っている融資制度の活用を促進するための周知に努めます。

対象	主な用件等
戸建て住宅	リフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額：1,500万円 金 利：全期間固定金利 (令和7年12月1日現在)
マンション	マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額：融資対象工事費以内（10万円単位。最低額は100万円（10万円未満切捨て）） 金 利：全期間固定 耐震改修を行うことにより、金利の一定程度引き下げ有り (令和7年12月1日現在)

(4) 地震保険の加入促進

地震保険に加入していることで、地震により建築物が倒壊又は損壊した場合、再建に向かた迅速な対応を取ることが可能となります。したがって、市広報やホームページでの案内、パンフレットの作成・配布等により地震保険の普及・啓発に努めます。

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

「鹿児島県地域防災計画」において、「震災時には、避難並びに救出、救助を実施するため必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画図」に定められています。

このため、本計画において、県で定めた緊急輸送道路に加え、阿久根市地域防災計画で定められた避難予定場所等と県で定めた緊急輸送道路を結ぶ路線を沿道の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図る道路として指定し、令和12年までに住宅・建築物耐震改修事業等を活用しながら、旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進します。

3. 耐震改修を行うための環境整備

(1) 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するため、県では木造住宅耐震技術講習会を開催し、技術者を育成・登録するとともに住宅相談窓口等で登録名簿を県民の閲覧に供しています。

本市では耐震診断の希望者を募集し、登録されている診断士から適した人材を派遣するなどにより、木造住宅の円滑で公正な耐震診断の促進を図ります。

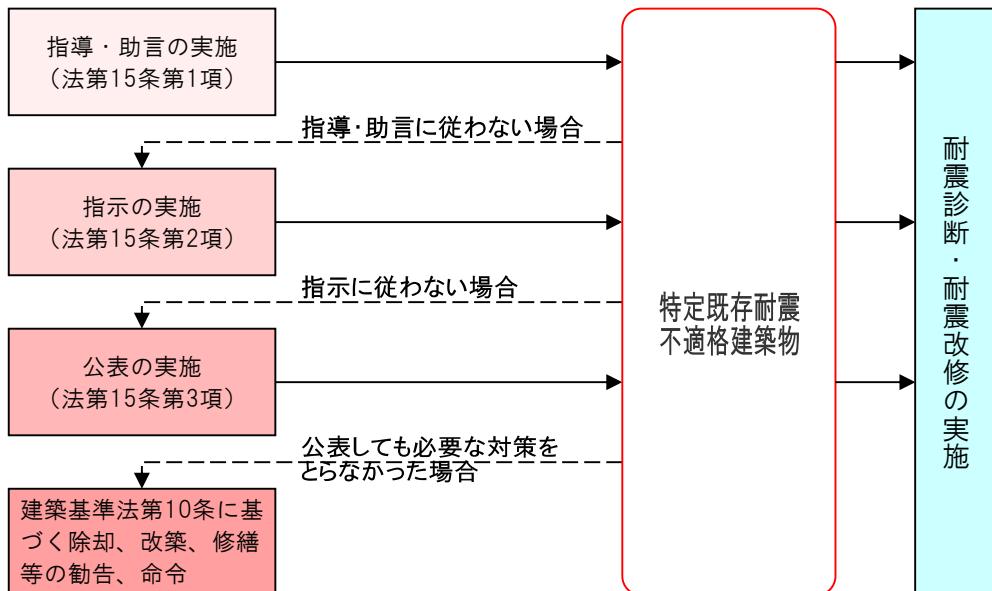
(2) 耐震診断・耐震改修の必要性についての普及・啓発

県や業界団体の協力を得て、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性についての講習会の開催等により普及啓発を図ります。

4. 法に基づく指導等による耐震化の促進

耐震化の支援策と並行して法に基づく指導、助言等を効果的に行うことにより特定既存耐震不適格建築物の耐震化を図ります。

対 策	内 容
指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する情報の提供及び指導・助言を行います。 ○指導・助言の実施履歴等を記録し、耐震診断や耐震改修工事の実績など建物データとともに整理・更新します。
指示	<ul style="list-style-type: none"> ○指導及び助言をした建築物で、耐震診断及び耐震改修が行われない場合は、所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供や指導を行ったのち、適切な期間を示した上で、具体的な事項を記載した文書を交付して計画の提出を指示します。 ○指示の実施履歴等を記録し、耐震診断や耐震改修工事の実績など建物データとともに整理・更新します。
公表	<ul style="list-style-type: none"> ○正当な理由がなく指示に従わなかった場合は、そのことを公表する旨を、所有者に通知します。 ○指示に示した期間が経過しても、正当な理由がなく耐震診断及び耐震改修の計画がなされない場合は、耐震改修促進法に基づくことを明示し、広報への登載やホームページへの掲載等の方法にそのことを公表します。
勧告又は命令等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合で、そのまま放置すれば著しく危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められた建築物については、建築基準法による勧告や命令を行うことができます。



5. 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落、ブロック塀の倒壊等による死傷等の二次的被害の発生、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。

そこで、本市における二次的被害発生防止への対応として、以下の施策について啓発活動を展開していきます。

安全対策	内 容
家具の転倒防止対策	<p>家具等の転倒防止対策として、L型金具による家具の固定、チェーンやワイヤー、突っ張り棒などによる補強があります。また、家具等の転倒防止対策を進めるため、防災訓練及びイベント時におけるパネルや器具の展示、パンフレット、ホームページ等により普及・啓発を進めます。</p> <p>また、高齢者や障害者などの災害時要援護者に対して、関係機関・団体等への普及啓発と協力・連携体制を確保し、家具の転倒防止対策の周知に努めます。</p>
店舗等の商品棚 の転倒防止対策	<p>店舗等の商品棚への背の高いものや重い商品を陳列している状態は地震の揺れに対し弱く、僅かな揺れであっても、棚の転倒や、商品の落下によって、店舗や商品が損害を受けるほか、店内にいる人に危険を及ぼす恐れがあります。</p> <p>このため、建築物の所有者や店舗管理者に対し、商品陳列棚の転倒防止や、商品の落下防止対策について知識の普及・啓発を図ります。</p>
窓ガラス・屋外広告物 等の落下防止対策	<p>地震による建築物の窓ガラス飛散、建築物の天井落下、外装タイルの剥落、屋根材等の落下及び看板等工作物の破損落下による被害を防止するため、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発し、必要な場合は点検、改修等の指導を行います。</p> <p>また、施工者に対して、適切な施工方法及び補強方法の普及を図ります。</p>
ブロック塀等 の安全対策	<p>大地震が発生した場合、ブロック塀の倒壊等によって、その下敷きによる死傷等の人的被害や、避難や緊急輸送活動の妨げになる道路の閉塞等が発生する可能性があります。</p> <p>このため、所有者が責任をもって管理し、被害を未然に防ぐ必要があることから、ブロック塀に関する正しい知識について普及・啓発を図ります。</p>
エレベーター の安全対策	<p>地震発生時のエレベーター閉じ込めを防止するため、施設管理者に対し、エレベーターの安全意識や、閉じ込められた場合の対処方法等に関する知識・技術の普及啓発を図ります。</p>
地震に伴うがけ崩れ等 による建築物の被害の 防止対策	<p>地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく措置を執行するとともに、鹿児島県建築基準法施行条例第3条に規定されている「崖地の建築制限」に適合することにより、建築物の安全性の確認に努めます。</p>

(2) 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することが想定されます。

したがって、大規模地震が発生した際には、被災地への応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施することで、二次的被害発生防止に努めます。

6. 重点整備区域における耐震改修の促進

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道で耐震性の低い建築物が密集している地区などでは、建物倒壊によって避難や緊急輸送などの通行に支障を生じる可能性があります。

したがって、これらの区域を重点的に耐震化を進める区域「重点整備区域」として位置づけ各種PR活動を行い、旧耐震基準の建築物の耐震診断、耐震改修を進め、耐震化を促進していきます。

5－2 耐震化に関する啓発や知識の普及等

(1) 地震ハザードマップの作成・配布

地震時の危険性を広く市民に周知し、防災意識を高め、地震に対する備えの必要性を普及・啓発するため、市内各地域の「地盤の揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」を作成し、パンフレットの配布やインターネット等により市民に公表します。

(2) 普及・啓発パンフレット等の作成、配布

(社)日本建築防災協会が発行するパンフレットの活用や、市独自の耐震改修促進PRパンフレットの作成・配布により、市民の耐震化への関心を高めます。

(3) 広報誌・ホームページ等での広報活用

阿久根市の広報誌やホームページ等において、市の耐震診断・耐震改修に関する情報を掲載し、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

(4) 耐震化に関する相談

耐震診断や耐震改修に関する相談や、補助制度、税制措置などについて、市民が安心して相談できるよう、都市建設課が相談窓口となって、市民からの相談対応や事業者の紹介などを実施します。

5－3 計画遂行のための体制

阿久根市耐震改修促進計画では、現状に対し高い耐震化目標を掲げています。このため、国や鹿児島県と協力し、速やかに各種施策に取り組む必要があります。

したがって、計画遂行のための体制を整備し、効率的かつ効果的な耐震化の促進を図るものとします。

(1) 市による計画遂行の管理

本計画に基づく耐震化の進捗状況を適切に把握・管理するため、計画期間における社会情勢の変化を踏まえつつ、市が耐震診断や耐震改修工事の実績など建物データの整理・更新を行うこととします。

(2) 国・県等との協力体制

本市内における耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁である鹿児島県が行うことになります。したがって、市内特定建築物の情報提供など県と連携・協力して的確に耐震化を推進することとします。

また、本計画を推進するに当たっては、必要に応じて国や鹿児島県に協力要請または要望等を行うものとします。

(3) 協議会の設置

本市内における建物の耐震化を進めるに当たっては、鹿児島県や建築士や施工業者、不動産業者など地元の建築関係者・団体等との連携や情報共有が重要であり、これら団体や県との協議体制の整備を推進していきます。